

平成 21 年 11 月 27 日

各 位

株式会社 みなと銀行

「みなとTKCローン」の取扱い開始について

株式会社 みなと銀行（頭取 藪本信裕）では、平成 21 年 12 月 1 日(火)より、TKC近畿兵庫会との提携による「みなとTKCローン」の取扱いを開始することとしましたので、お知らせいたします。

TKCとは、税理士および公認会計士が組織する職業会計人ネットワークで、本商品は、TKC近畿兵庫会会員である税理士あるいは公認会計士の顧問先企業を対象とした融資商品です。「決算申告確認書」又は「会計帳簿作成の適時性と電子申告に関する証明書」のいずれかをご提出いただくことにより、当行所定の金利より最大で0.5%優遇いたします。

みなと銀行は、今後も地域経済の活性化をめざし、地元企業の皆さまの様々な資金調達支援に積極的に取り組んでまいります。

「みなとTKCローン」商品概要

1. 商品内容	みなとTKCローン
2. 対象先	以下の条件を満たす法人のお客さま 会社の設立後、3年以上経過していること TKC近畿兵庫会会員である税理士あるいは公認会計士と顧問契約を締結し、かつ、締結後1年以上経過していること
3. 資金用途	運転資金 又は 設備資金
4. お借入金額	5,000万円以内（100万円単位） 審査結果に応じて、お借入金額を決定させていただきます
5. ご返済方法	元金均等分割返済 又は 期日一括返済（お借入期間が1年以内の場合のみ）
6. お借入期間	運転資金：最長5年以内 設備資金：最長7年以内
7. お借入利率	審査結果に応じた当行所定の金利（変動金利）
8. 優遇について	以下のいずれかを決算申告書に添付していただいた場合、 当行所定の金利（7.）より最大で0.5%を優遇 ・決算申告確認書（税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面） ・会計帳簿作成の適時性（会社法第432条）と電子申告に関する証明書
9. 必要書類	税務申告書3期分 TKC近畿兵庫会会員の紹介状（当行所定の様式） TKC近畿兵庫会会員と顧問契約を結んでから1年以上経過していることが確認できるもの（顧客契約書の写し、データ処理実績証明書等） 設備資金の場合、見積書など資金用途が確認できるもの その他必要に応じた別途書類を依頼する場合があります

以 上

本件に関するお問い合わせ先
企画部 調査広報室 中島 TEL:078-333-3247